

阿南工業高等専門学校水泳プール使用者要項

(昭和49年7月1日)

(要項第1号)

プールを使用する者は、次の事項を守らなければならない。

- 1 プール内に危険物及び動物等を持ち込んで서는ならない。
- 2 プール内で飲酒や喫煙をしてはならない。
- 3 プール内には、土足で入ってはならない。
- 4 プール内に貴重品を持ち込んで서는ならない。
- 5 履物、衣類等を整理、整頓しなければならない。
- 6 プール内で他人に迷惑のかかる行為をしてはならない。
- 7 次に該当する者（医師の許可を得た者を除く。）は、水泳をしてはならない。
 - (1) 結核性疾患
 - (2) 急性疾患
 - (3) 慢性疾患
 - ア 循環器疾患（弁膜症、高血圧、貧血症）
 - イ 脚気
 - ウ 腎炎
 - エ てんかん
 - オ 眼病（結膜炎、トラホーム等）
 - カ 耳鼻の疾患
 - キ 皮膚疾患
 - (4) 病後
 - (5) その他水泳が不相当と思われる疾患
- 8 単独で泳いではならない。
- 9 入水前は必ず準備体操をし、シャワーで身体をよく洗わなければならない。
- 10 プール内では、清潔保持に努めなければならない。
- 11 水泳終了後は、洗眼をしなければならない。

附 則

この要項は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成11年10月1日から施行し、平成11年4月1日から適用する。